

高齢者虐待防止について

和歌山県介護サービス指導室

令和4年10月



説明事項

1. 高齢者虐待とは
2. 高齢者虐待の種類
3. 介護サービス事業所・施設等職員に求められる役割
4. 施設等虐待について

(ケーススタディー①～④)



1. 高齢者虐待とは

高齢者虐待とは(定義)

● 高齢者虐待とは、「養護者による高齢者虐待」及び「養介護施設従事者等による高齢者虐待」をいう。

① 養護者による高齢者虐待(養護者虐待)

* 養護者

… 高齢者を現に養護する者(※1)であって、養介護施設従事者等以外の者

※1 現に養護する⇒高齢者の日常生活において何らかの世話をしていること。家族、親族、同居人等が該当。

② 養介護施設従事者等による高齢者虐待(施設等虐待)

* 養介護施設従事者等

… 養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者

区分	養介護施設	養介護事業
老人福祉法	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム ・有料老人ホームに該当するサービス付高齢者向住宅	・老人居宅生活支援生活支援事業
介護保険法	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅介護サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 ・地域密着型サービス事業 ・介護予防サービス事業



2. 高齢者虐待の類型

区分	具体的な例(※和歌山県高齢者虐待対応マニュアルより抜粋。以下同じ。)
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none">○暴力的行為○本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為○「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
介護・世話の放棄・放任	<ul style="list-style-type: none">○必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為○高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為○必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為○高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none">○威嚇的な発言、態度○侮辱的な発言、態度○高齢者や家族の存在行為を否定、無視するような発言、態度○高齢者の意欲や自立心を低下させる行為○心理的に高齢者を不当に孤立させる行為○その他
性的虐待	<ul style="list-style-type: none">○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none">○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること



3. 介護サービス事業所・施設等職員に求められる役割

高齢者虐待の早期発見(法第5条)



市町村への通報義務あり(疑い含む)(法第7条)

(介護サービス事業者・施設等職員による通報がどれくらい大切か?)

高齢者虐待防止に係る国実態調査の結果(R2年度)

通報件数全体のうち、介護職員等の通報が占める割合

30.4%

4. 施設等虐待について

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

具体例

● 暴力的行為

- ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る
- ・ぶつかって転ばせる
- ・本人に向けて物を投げつけたりする など

● 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ・介護しやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・職員の都合で、本人が拒否しているのに口を入れて食べさせる。
- ・職員の都合で、本人が服薬を拒否しているのに無理に服薬させる。 など

● 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

➡ 「緊急やむを得ない」場合とはどのような場合を指すのか？



4. 施設等虐待について

(1) 身体的虐待

「緊急やむを得ない場合」を除いた身体拘束(行動制限)は全て高齢者虐待に該当



「緊急やむを得ない場合」は、次の3要件をすべて満たす場合に限られる。

◎切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

◎非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

◎一時性

身体拘束そのほかの行動制限が一時的なものであること。



4. 施設等虐待について

(1) 身体的虐待

「緊急やむを得ない場合」を判断する場合、次に示される手続きが必要とされる(※)。

- ①「緊急やむを得ない場合」かの判断は、担当のスタッフ個人(または数人)では行わず、施設全体で行えるように、関係者が幅広く参加したカンファレンス等で判断する体制を原則とし、あらかじめルールや手続等を定めておくこと。
- ②利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容・目的・理由・拘束の時間・時間帯・期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。その際、施設長等から説明を行うなど、あらかじめ説明手続きを定めておくこと。
- ③常に観察・再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること。
- ④身体拘束の態様・時間・利用者の心身の状況・緊急やむを得ない理由を記録すること。



4. 施設等虐待について

(2) 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

具体例

- 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
 - ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる
 - ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している
 - ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る
 - ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置いたままにする
 - ・室内にごみが放置されている など
- 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為
 - ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは緊急対応を行わない
 - ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している など
- 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置
 - ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手だてをしない など
- 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為
 - ・ナースコールを使用させない、手の届かないところに置く など



4. 施設等虐待について

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

具体例

● 威嚇的な発言、態度

- ・怒鳴る、罵る、「ここにいられなくしてやる」などと脅す など

● 侮辱的な発言、態度

- ・排泄の失敗や食べ残しなどの老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する
- ・日常的にからかったり、「死ね」等の侮辱的なことを言う
- ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ など

● 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- ・話しかけ、ナースコール等を無視する
- ・他の利用者に、高齢者や家族の悪口等を言いふらす
- ・利用者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる など

● 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする



4. 施設等虐待について

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

具体例

●心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- ・理由もなく外部との連絡を遮断する
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない など

●その他

- ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える
- ・入所者の顔に落書きして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する など



4. 施設等虐待について

(4) 性的虐待

高齢者にひわいな行為をすること又は高齢者をしてひわいな行為をさせること

具体例

- 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要
 - ・性器等に接触したり、性的行為などを強要する
 - ・性的な話を強要する
 - ・ひわいな映像や写真を見せる
 - ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままに放置する
 - ・人前で排泄させたり、おむつ交換をしたりする
 - また、その場面をみせないための配慮をしない など



4. 施設等虐待について

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

具体例

- 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること
 - ・ 事業者に金銭を寄付・贈与するよう強要する
 - ・ 金銭・財産等の着服、窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用するなど）
 - ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる
 - ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない など



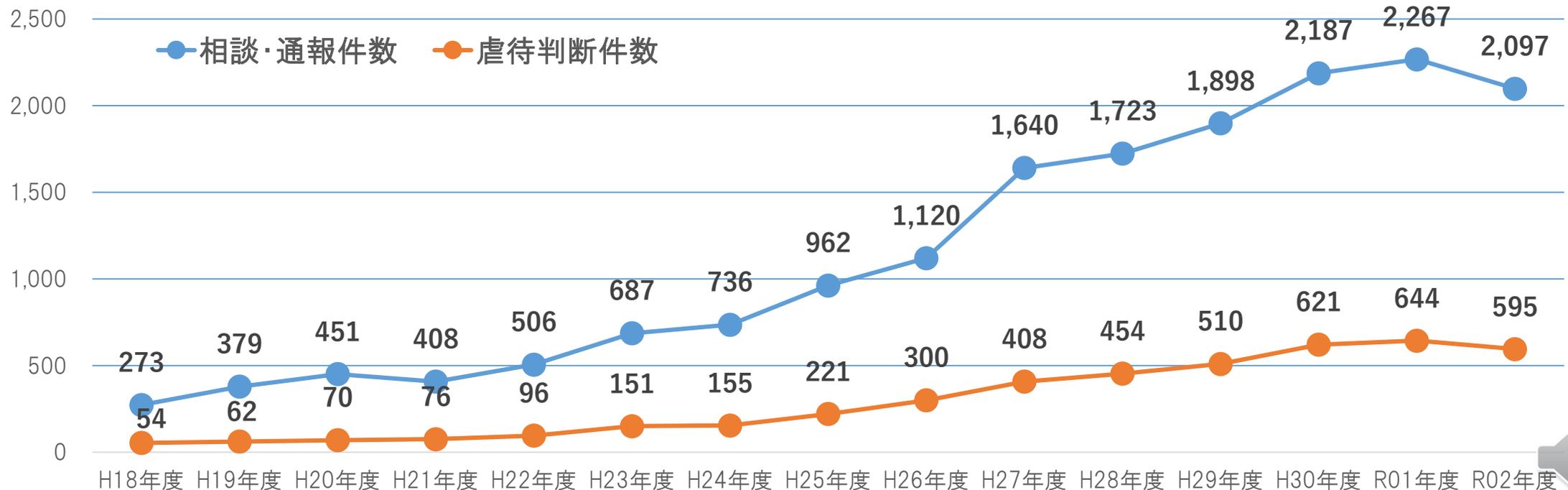
4. 施設等虐待について

(6) 高齢者虐待実態調査からみる虐待の傾向(全国)

●令和2年度高齢者虐待実態調査(厚生労働省)から、特徴的な傾向について以下に抜粋。

虐待件数の推移

・通報件数、虐待認定件数が非常に速いスピードで増加



4. 施設等虐待について

(6) 高齢者虐待実態調査からみる虐待の傾向(全国)

- 令和2年度高齢者虐待実態調査(厚生労働省)から、特徴的な傾向について以下に抜粋。

虐待の発生要因等

- ・最も多かったのは「教育・知識・介護技術等に関する問題」、次いで「組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」、「職員のストレスや感情コントロールの問題」であった。

虐待の発生要因(複数回答)	割合(%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	48.7%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等	22.2%
職員のストレスや感情コントロールの問題	17.1%
倫理観や理念の欠如	14.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	10.6%
虐待をおこなった職員の性格や資質の問題	9.6%
その他	3.2%

- ・また、虐待があった施設・事務所のうち、およそ3割が過去に虐待による指導等を受けていた(R元年度と同じ)



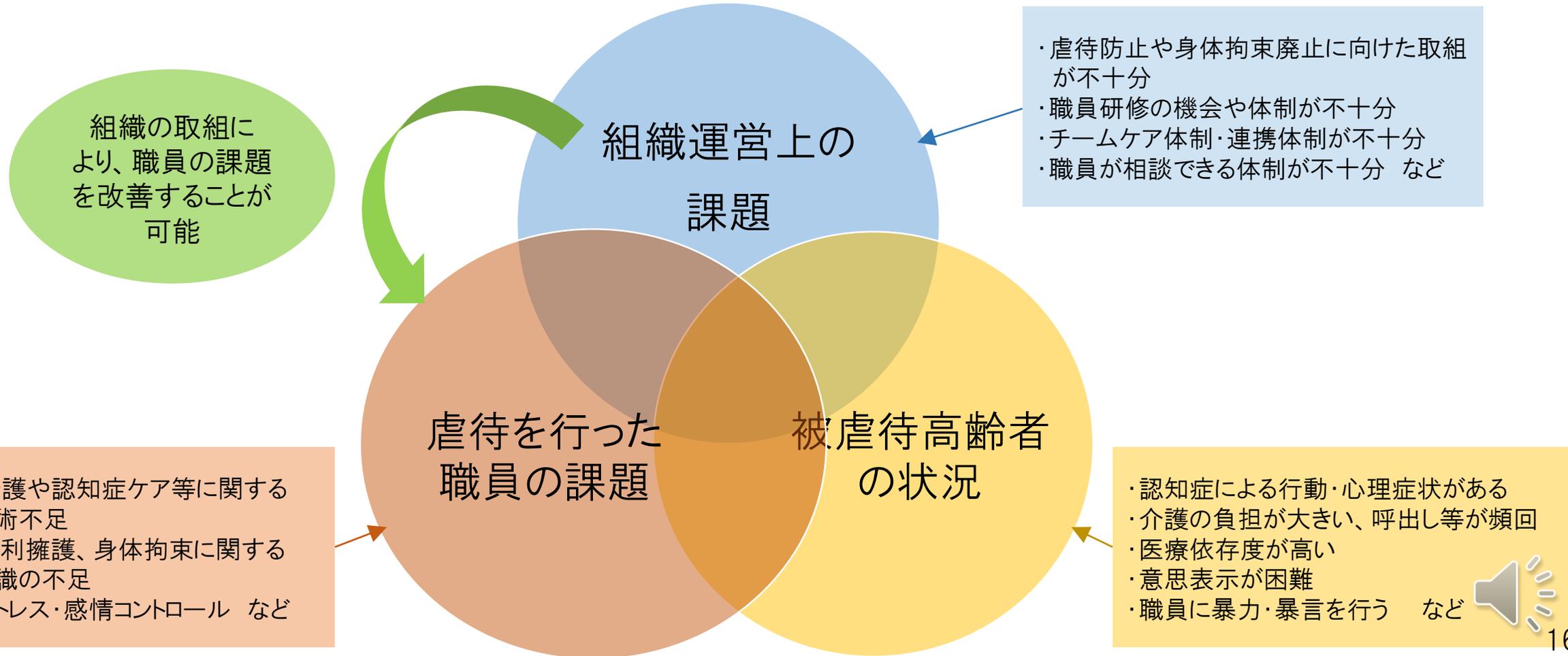
職場環境による影響は少ない



4. 施設等虐待について

(6) 高齢者虐待実態調査からみる虐待の傾向(全国)

- 養介護施設従事者等による虐待の発生原因を整理すると、主に次の3つの要因があり、これらが重なると虐待の発生リスクが高まると考えられる



4. 施設等虐待について

(7) 県の虐待改善指導からみる虐待の傾向(県)

- 県が指導した「養介護施設従事者等による虐待を起こしている施設」における課題を整理すると、以下の共通点が見られた

① 虐待防止や身体拘束廃止に係る
研修等が形骸化

例) 段階的な研修計画がない
外部講師による研修(外部研修への参加)がない
出席率が低い・多忙を理由に回覧やレポート提出
で済ませている 等

② 介護技術や認知症ケアの資質向上
のための研修が現場任せ

例) 施設の管理層が介護職員の技術研修等に
関与していない
段階的な研修計画がない
外部講師による研修を実施していない 等

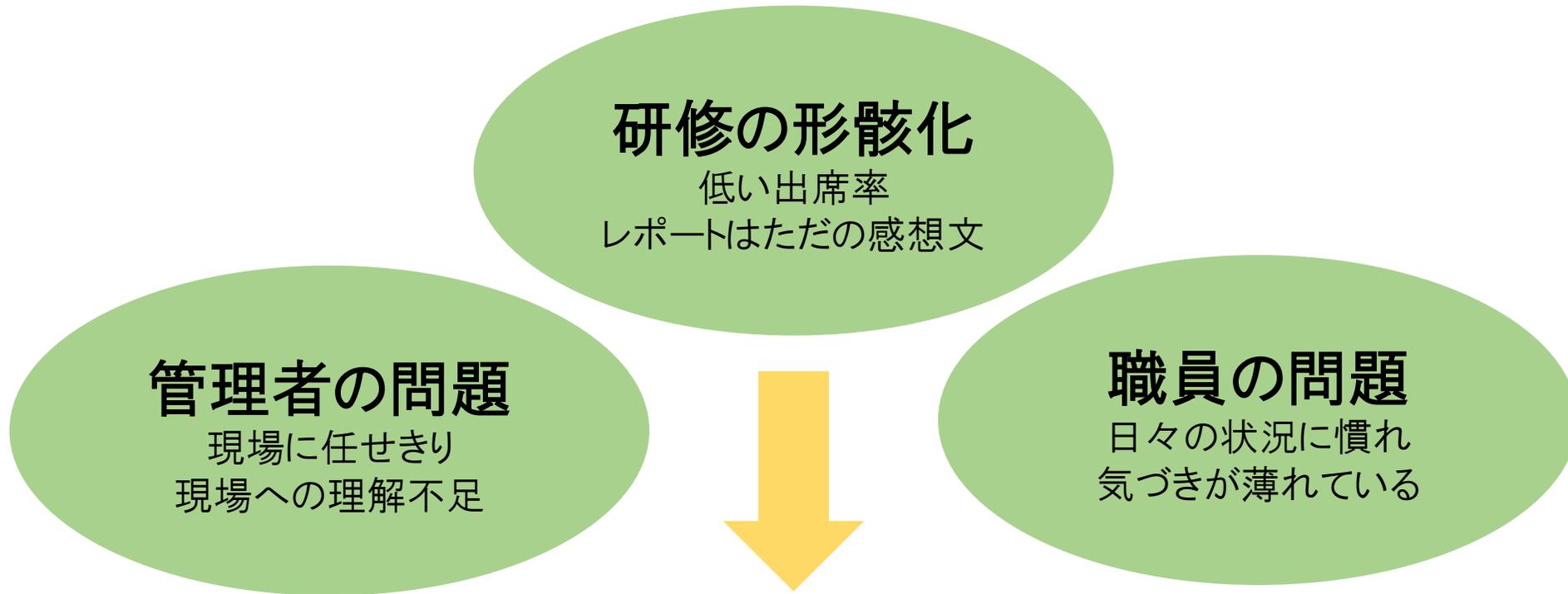
③ 個々の利用者の様態に応じた
サービス提供ができていない

例) サービス提供計画の内容が画一的
職員等がサービス提供計画を把握していない
計画の見直しがほとんどなされていない
チームによるケア連携体制ができていない



4. 施設等虐待について

(8) 見直しのために何をすべきか



まずは自事業所・施設の管理者・職員が
どれくらい高齢者虐待を理解しているか把握すべき

4. 施設等虐待について

(8) 見直しのために何をすべきか

和歌山県のホームページで施設向け虐待チェックリスト掲載



虐待チェックリストを使って職員の虐待理解度をチェック

和歌山県 高齢者虐待チェックリスト

検索





医師募集



看護職の
再就業支援!



県内AED設置施設情報募集中

福祉保健政策局

福祉保健総務課

子ども未来課

高齢者虐待防止に向けたチェックリスト(施設関係者用)

資料一覧

養介護施設従事者等による虐待防止のために、関係者の方は研修等で御活用ください。

-  施設従事者のための自己チェックリスト(PDF形式 87キロバイト)
-  解説(PDF形式 204キロバイト)
-  管理者・経営者のための自己チェックリスト(PDF形式 99キロバイト)
-  解説(PDF形式 224キロバイト)

補足 このチェックリスト及び解説は、松戸市発行の「平成20年度高齢者虐待防止マニュアル(養介護施設用)」を参考に、和歌山県長寿社会課で作成したものです。



施設従事者のための自己チェックリスト

このチェックリストは、施設従事者のためのチェックリストです。その文章が正しいと考える場合はYESに、正しくないと考えた場合には、NOにチェックをしてみてください。

	YES	NO
1. 自分が働く施設では高齢者虐待は起こるはずがない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 良心的な施設従事者は虐待行為を行うことはない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 虐待は違法行為であり、許されないことである	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 虐待は基本的人権の侵害である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 虐待には身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、放置・放任がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 施設内虐待は施設が密室化していると生じ易い傾向がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 言葉の暴力は心理的虐待に該当する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 暴力は身体的虐待にあたるが、身体拘束は身体的虐待にあたらぬ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 向精神薬などで強く精神作用を抑えることも身体的虐待に該当する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 利用者に卑猥な言葉をかけることは性的虐待に該当する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11. 陰部を露出したまま長時間放置することは性的虐待に該当する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12. 虐待は被害者の生命に関わることがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13. 施設従事者による利用者の放任も虐待にあたる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

「高齢者虐待防止に向けた施設従事者のための自己チェックリスト」解説

1. 自分が働く施設では高齢者虐待は起こるはずがない NO

残念ながら、あらゆる施設で虐待は起こりえます。いかに、理念や方針が崇高であっても、いかに管理者が人格的に高潔であっても、虐待が防げるとは限りません。施設内虐待防止のために、すべての施設に不断の努力をお願いしたいと思います。

2. 良心的な施設従事者は虐待行為を行うことはない NO

良心的な施設従事者でも、技術や経験が未熟なうちは、様々な利用者の「予想外の反応」などに適切に対応できるとは限りません。また、良心的な施設従事者でも、過酷な条件に置かれ、疲労したり、ストレスにさらされていると、怒りや感情を抑えきることができなかつたりします。

3. 虐待は違法行為であり、許されないことである YES

4. 虐待は基本的人権の侵害である YES

4. 施設等虐待について

(ケーススタディー①)

利用者Xは、下肢の筋力低下が顕著であり、介護職員が目が届かないところで、転倒等する可能性が高い。ある日のカンファレンスで、介護主任A及び複数の介護職員が相談。利用者Xの安全のために、利用者Xに対し、身体拘束を行ってはどうかとの相談結果となった。翌日、利用者X及びその家族に対し、事前に説明を行い、同意を得たため、利用者Xに身体拘束を行った。

【！】上記事例は、以下の理由から『身体的虐待』に該当します。

◎利用者本人の同意は得ているものの、施設として、利用者Xに対する身体拘束が「緊急やむを得ない場合に該当」するか検討できていない。

(注意点)

*たとえ利用者の安全のためという目的で、事前に利用者の同意を得ていても、スライドP6に示したとおり、「緊急やむを得ない場合」に該当していない身体拘束は全て身体的虐待にあたる。

*そして、その判断は、関係者が幅広く参加するカンファレンス等で、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件の全てを満たすか検討しなければならない。

4. 施設等虐待について

(ケーススタディー②)

利用者Xは、認知症の症状が強いため、夜間に徘徊する行動を繰り返す。夜勤時間帯は職員の配置が少なく、徘徊が続くようであると転倒等により事故を起こす可能性が高いため、管理者と介護主任が相談し、家族に説明をし、同意を得たうえで、夜間の間は利用者Xがいる居室を施錠し、自由に部屋から徘徊できないようにした。

【！】上記事例は、以下の理由から『身体的虐待』に該当します。

◎利用者本人の同意は得ているものの、施設として、利用者Xに対する身体拘束が「緊急やむを得ない場合に該当」するか検討できていない。

(注意点)

*なお、「自分の意思で開けることのできない居室に隔離」することは典型的な身体拘束にあたる。

*たとえ利用者の安全のためという目的で、事前に利用者の同意を得ていても、スライドP5に示したとおり、「緊急やむを得ない場合」に該当していない身体拘束は全て身体的虐待にあたる。

*そして、その判断は、関係者が幅広く参加するカンファレンス等で、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件の全てを満たすか検討しなければならない。

4. 施設等虐待について

(ケーススタディー③)

施設において、食事対応をする職員が少なく、次の業務を控える職員Aは、なかなか食事をとらない利用者に対して、早く食事介助を済ませるために、利用者の口を無理やり開けて食事をとらせた。近くにいた職員Bは、この現場にたまたま居合わせ、この行為が身体的虐待に該当することを知りながら、職員の数が少ないことなどを理由に仕方ないものと考え、黙認した。

【！】上記事例は、以下の理由から『身体的虐待』『介護・世話の放棄・放任』に該当します。

**◎高齢者虐待を発見した養介護施設従事者等は、速やかに、市町村に通報する義務があります。
(高齢者虐待防止法21条関係)**

(注意点)

- * 職員Aが行った、「早く食事介助を済ませるために無理やり食事を取らせる」行為は、職員の都合によるものであり、身体的虐待にあたる。
- * また、職員Bについても先に示したとおり高齢者虐待防止法の規定により、職務上、高齢者虐待を発見したときは速やかに市町村に報告する義務があり、これを放置することは、著しく職務上の義務を怠ったとして「介護・世話の放棄・放任」に該当する。

4. 施設等虐待について

(ケーススタディー④)

職員の配置が少なくなる日があり、介護職員が相談の上、夜間よく徘徊する利用者を部屋から連れ出し、職員目の届く共有スペースのソファに座らせ、寝かせることにした。

【！】上記事例は、以下の理由から心理的虐待に該当する可能性がある。

◎利用者の意向を無視したり、状態を考慮しない介護が、利用者の尊厳を傷つけ、意欲や自立心を減退させる場合、『心理的虐待』にあたる可能性が高い。

(注意点)

* 利用者に意思と関係なく、居室でない場所で臥床させる行為は、通常の状態とは考え難い

* このようなケースでは、そもそも利用者に適切なサービスを提供できる体制を整えることを最優先で考えるべきである

